

規程等：第3部 第3章

旅費及び会議費の規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の役員並びに専門委員会委員(以下「役員等」という)が、上部加盟団体及び協会が主催する会議に出席した場合、及び本会の職務で出張した場合の旅費並びに会議費の支給に関し必要な事項を規定する

(出張時の支給)

第2条 役員等が本会の職務で出張した場合は、交通機関等の旅費を支給する

- 2 交通機関の利用にあつては、最も合理的なコースにおける標準経費とする
- 3 食事代、及び出張業務にかかわる宿泊代については、前項と同様に標準的経費とする
- 4 本会以外から旅費が支給された場合は支給しない

(会議での支給)

第3条 役員等が会議に出席した場合は、旅費並びに会議費の実費を支給する

- 2 本会が主催する会議費の支給は1,000円とする
- 3 本会以外から支給された場合は、支給しない

附則

この規程は平成31年4月1日より一部を改定し施行する

この規程は令和3年4月18日より一部を改定し施行する